

平成24年12月20日

三鷹市議会議員 白 鳥 孝 様

総務委員長 石 井 良 司

総務委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成24年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成24年10月9日（火）から10月10日（水）まで

2 視察先

盛岡市（岩手県）、宇都宮市（栃木県）

3 視察項目

(1) 盛岡市地域防災計画（盛岡市）

本市では、平成24年3月に確定した「第4次三鷹市基本計画」で、東日本大震災における諸課題を踏まえた「危機管理」が緊急プロジェクトに位置づけられている。今年度は「危機管理」の取り組みとして、防災力の一層の強化を図り首都直下地震等への備えを強化するために、「三鷹市地域防災計画」の本格改定を進めている。改定に当たっては、女性・高齢者・障がい者など多様な市民の視点を反映させるとともに、災害対策本部初動態勢の強化、市民への情報連絡体制の強化、帰宅困難者への対応、災害時要援護者への対応などが課題となっている。また、本市議会では、議会改革の検討項目として市議会としての災害対応についても協議しているところである。

このことから、市議会としても今後の地域防災計画のあり方を検討するに当たり、東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえて、地域防災計画の改定を行った岩手県盛岡市の視察を行った。

(2) 公金徴収一元化（宇都宮市）

本市では、平成24年3月に確定した「三鷹市行財政改革アクションプラン2022」で、市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立が最重点課題に位置づけられている。市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、

保育所保育料等を初めとする市の債権について、債権管理の適正化を推進するとともに、より効率的・効果的な収納体制を確立するため、庁内に「債権管理・回収検討プロジェクトチーム」を設置し、債権管理の基準整備、未収金の効果的な徴収体制、給付時の条件整備及び管理システムの構築等の検討を進めている。

このことから、市議会としても今後の市債権管理の適正化と収納体制のあり方を検討するに当たり、納税課内に「特別収納対策室」を設置し、公金徴収一元化に取り組む栃木県宇都宮市の視察を行った。

4 出張者

(1) 総務委員

石井 良司、赤松 大一、加藤 浩司、伊東 光則、高谷真一郎、
野村 羊子、岩田 康男

(2) 同行職員

市民部調整担当部長 鈴木 伸若

(3) 随行職員

議会事務局副主幹 藤井 泰男

盛岡市地域防災計画

1 盛岡市地域防災計画修正の経緯

盛岡市における防災対策の基本となる地域防災計画は、岩手県地域防災計画との整合を図りつつ、必要な修正を加えてきた。

平成14年度には過去に実施した防災アセスメント調査及び地区別防災カルテに基づき、盛岡市の災害特性などを踏まえて地域防災計画の各般にわたる大幅な見直しを行った。

平成20年度には企業等の事業継続計画（BCP）の追加や、気象業務法等関係法令の改正に伴う修正、災害派遣医療チーム（DMAT）の結成に伴う記述の追加を行った。

平成22年度には孤立化対策計画及び災害時要援護者に対する対策の記述の追加、岩手DMAT運営要綱策定に伴う所要の修正を行ったほか、岩手県における気象等の警報・注意報の区域等が変更されたことに伴う記述の追加を行った。

平成23年度には上位計画である岩手県地域防災計画修正案との整合を図りながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえて、盛岡市地域防災計画の見直しを実施した。

2 平成23年度の盛岡市地域防災計画修正の重点項目

地域防災計画の本編において、主に、避難に関すること、情報通信に関すること、物資に関すること、災害時における業務の継続性の確保に関すること、仮設住宅に関すること、行方不明者の捜索及び遺体の埋火葬に関することについて、内容の見直しや記述の修正を図るとともに、震災対策編についても本編との整合を図りながら、所要の修正を実施した。

※盛岡市地域防災計画は「本編」「震災対策編」「資料編」の三部構成となっている。

3 主な修正事項の概要

(1) 避難に関すること

ア 避難場所等の見直し

避難場所の名称のうち、火災の輻射熱等から避難者の安全を確保できる空地である「指定避難場所」、「広域避難場所」を、空地であることを市民に分かりやすくするために、「指定避難広場」、「広域避難広場」に変更すること。現在指定している災害時要援護者収容避難場所を通常の収容避難場所とし、避難の長期化が予想される場合に、収容避難場所の中から畳のある施設を災害時要援護者収容避難場所として利用することとする。福祉避

難所についての記載を行ったこと。

イ 避難方法等の知識の普及

児童・生徒に対する防災知識の教育において、家族間で避難の仕方を決めておくなど避難等に関する心得の普及を行うこととする。

ウ 避難計画

避難計画の作成では、避難は原則徒歩によるものとするとともに、避難場所までの距離や災害時要援護者の有無などによりやむを得ず自動車を利用する場合にあっては、安全・確実な方策を講じることとする。避難支援従事者の危険回避のため、避難誘導に係る行動ルール等を避難計画に定めることとしたこと。

エ 避難勧告等発令時刻の配慮

避難勧告等の発令に際しては、できる限り日没までに避難が完了できるように、その発令の時間帯に配慮すること。

オ 避難の長期化に応じた避難所環境の整備

避難の長期化に応じ入浴施設等の環境整備を図ることとする。

カ 避難所管理運営体制の計画策定

避難所の管理運営体制をあらかじめ定めておくようにすること。災害の態様、規模によっては、対応する職員が避難所にすぐに到着できないまたは配置できないことも考えられることから、避難所の管理者の判断により運営できるようにするとともに、自主防災組織等による自主的な避難所の運営についての訓練を促進するものとする。

キ 帰宅困難者に対する支援

災害の発生により、自力での帰宅が極めて困難となった者に対し、必要な情報の提供を行うほか、避難所の提供、帰宅のための支援を行うこととする。

ク 避難者の愛玩動物に関すること

避難者が愛玩動物を連れていた場合に、その受け入れについて留意するようにしたこと。愛玩動物を受け入れた場合についての記載を追加したこと。

ケ 市外からの避難者の受け入れ体制の整備

市外からの避難者を受け入れた場合に、避難者が必要な情報や支援・サービスを受けることのできる体制の整備を図ることとしたこと。

(2) 情報・通信に関すること

ア 情報通信事業者の支援

情報通信事業者に対して、広報手段に対する最新の技術、サービス等に関する情報を提供するなど、災害広報の実施者の広報活動に対する支援を行うよう求めることとしたこと。

イ 広報の方法の追加

広報の方法について携帯端末に配信できるサービス（エリアメール）を含むこととしたこと。

(3) 物資に関すること

ア 食料・生活必需品等の備蓄に関する計画

市、市民並びに事業者のそれぞれで備蓄を推進するとともに、食料のみならず、熱源等についても備蓄を推進すること。

イ 避難所の物資の需要の把握

避難所における物資の需要を随時把握し、必要な物資の種類、数量等の把握に努めるようにすること。

ウ 緊急輸送体制の整備

物資確保のため、運送事業者等関係団体との応援協定締結による緊急輸送体制の充実を図ること。

エ 在宅生活困難者に対する支援

避難所に収容されてはいないが、在宅で物資等がなく生活が困難となっている者の把握に努めるとともに、支援を行うこととする。

(4) 災害時における業務の継続性の確保に関すること

災害時における市の重要業務の継続性を確保するため、事業継続計画の策定を行うこととしたこと。

(5) 仮設住宅に関すること

ア 応急仮設住宅建設に際しての地域性の考慮

応急仮設住宅の建設資材の調達に当たり、寒冷地であることを考慮した上での発注を行うこととしたこと。

イ 入居決定の際の留意事項

入居決定に際しては、地域のコミュニティの維持に留意することとしたこと。

(6) 行方不明者の捜索及び遺体の埋火葬に関すること

ア 遺体を発見した場合、その身元が分かる所持品等の資料を確実に保全することとしたこと。

イ 遺体の火葬量が市の能力を超える場合は、県に対して広域火葬を要請すること。

4 計画の推進

災害発生時において、その対応が地域防災計画に基づき迅速に実施されることが重要である。地域防災計画に示す災害対応は、一部の部署のみならず、各担当部署と関係する防災関係機関や事業所が連携して実施されなければならないこと

から、毎年実施される市総合防災訓練において、防災関係機関相互の協力体制を確認しているところである。また、災害時の迅速な対応と市民への十分な物資等の提供を可能とするため、関係する事業所等との協定締結を進め、体制強化を図っているところである。

5 今後の課題

- (1) 自主防災組織の結成促進と結成された組織の育成・強化に取り組んでいるところであるが、平常時における訓練や研修では質の高い内容を提供し、自助、共助を醸成しながら、住民主体の活動を推進する必要がある。
- (2) 東日本大震災を教訓とした長時間停電への対応や自主避難者に対する避難所の開設・運営など、大規模災害対応について体制整備に取り組むとともに、情報収集並びに市民への情報伝達システムの構築が必要である。
- (3) 市民の自主的な防災対策により災害による被害を軽減するため、既存の防災マップの更新作業が必要である。
- (4) 避難所の迅速な開設・運営のため、毛布や食料などの備蓄品の分散備蓄をさらに進める必要がある。

◎ 主な質疑

- ・福祉避難所の運営の基本的な考え方について
- ・市外からの避難者に対する受け入れ体制の整備について
- ・災害時における在宅生活困難者の把握状況について
- ・災害時における市民への情報提供の現状と今後のあり方について
- ・東日本大震災を踏まえた、市の危機管理体制の強化の方策について
- ・災害時における帰宅困難者に対する支援の見直しについて
- ・市民や事業者への食料・生活必需品等の備蓄促進の取り組みについて
- ・災害時要援護者に対する支援の拡充について
- ・災害時における自主避難者の把握と支援について

◎ 主な提供資料

- ・平成23年度盛岡市地域防災計画の修正事項の概要について
- ・地域防災計画の推進と今後の課題について

公金徴収一元化

1 公金徴収一元化の目的

宇都宮市は、市民負担の公平性を確保する観点から、公金収納率の向上、滞納額の縮減、効率的・効果的な公金徴収を目的として「特別収納対策室」を納税課内に設置し、公金徴収一元化を実施している。特別収納対策室は、市税や国民健康保険税などを重複して滞納している人や、支払い能力がありながら長期にわたり滞納している人などの一定条件のもと、担当課から公金滞納案件の移管を受け、滞納整理（財産調査・差押・換価・公売）を実施し、公金徴収率の向上に努めている。

2 取り組みに至る経緯

平成19年8月22日に提出された平成18年度一般・特別会計決算審査意見書において、「歳入については、市税、国民健康保険税、各種使用料・手数料等の収入未済額の解消に向けて、一元的・組織横断的な収納体制の充実・強化、効果的な滞納処分の実施などにより、一層、収納対策の強化を図りたい」という指摘を受けた。宇都宮市では、平成11年11月25日に市税等収納対策本部を設置し、市税・使用料及び負担金等の滞納整理を実施していたが、平成22年度より財政課と特別収納対策室を事務局として、さらなる収納率向上に取り組んでいる。

3 特別収納対策室

(1) 設置の基本的な考え方

ア 賦課から徴収を一貫して行うことが望ましいことから、所管課が滞納整理を実施することを基本とし、特別収納対策室は所管課が対応に苦慮する悪質滞納者の債権の移管を受け、滞納整理を実施する。

イ 強制徴収債権の一元徴収においては、税情報の活用が可能であり、これを活用して効率的・効果的な滞納整理の実現を図るものとする。

ウ 市税等収納対策本部については、従来のとおり財政課との共管とし、特別収納指導担当の業務を特別収納対策室に移管するものとする。

(2) 組織定員（職員7名＋嘱託員2名）

主幹1名 室の総括

係長1名 滞納整理に関する調整業務・収納対策本部に関する調整業務

係員5名 滞納整理業務及び収納対策本部に関する業務

(3) 平成23年度の取り組みと成果

納税課内室として設立し各課より移管を受けた案件は、高額・悪質な案件で

あるため、徹底した財産調査により、銀行預金や生命保険、自動車などの差押を積極的に行った。また、差押可能な財産がない場合は、納付相談による分割納付計画を立てさせることや、納付資力がない者に対する執行停止も行ってきた。その結果、各課で対応に苦慮していた高額・悪質案件について、滞納整理を進めることができ、一定の成果を出すことができた。

ア 平成23年度移管債権

国民健康保険税、保育費扶養者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料、土地区画整理事業清算金、市税

イ 滞納整理状況（決算時）

		移管滞納者	滞納整理済	徴収済
人 数		888人	709人	552人
金 額		989,043,912円	674,919,405円	85,596,121円
処 理 率	人数割	—	79.8%	62.2%
	金額割	—	68.2%	8.7%

※滞納整理済は、徴収、差押・参加差押・交付要求、執行停止、税額更正等

※徴収済は、滞納整理済の内数

(4) 平成24年度の取り組み

ア 特別収納対策室の役割の強化

債権の範囲の拡大と受け入れ滞納者の基準を見直し、より多くの滞納者に対して厳正に滞納処分や法的措置を実施する。不動産・預貯金・生命保険・給与・自動車・動産などの財産に対して厳正に滞納処分を実施する。

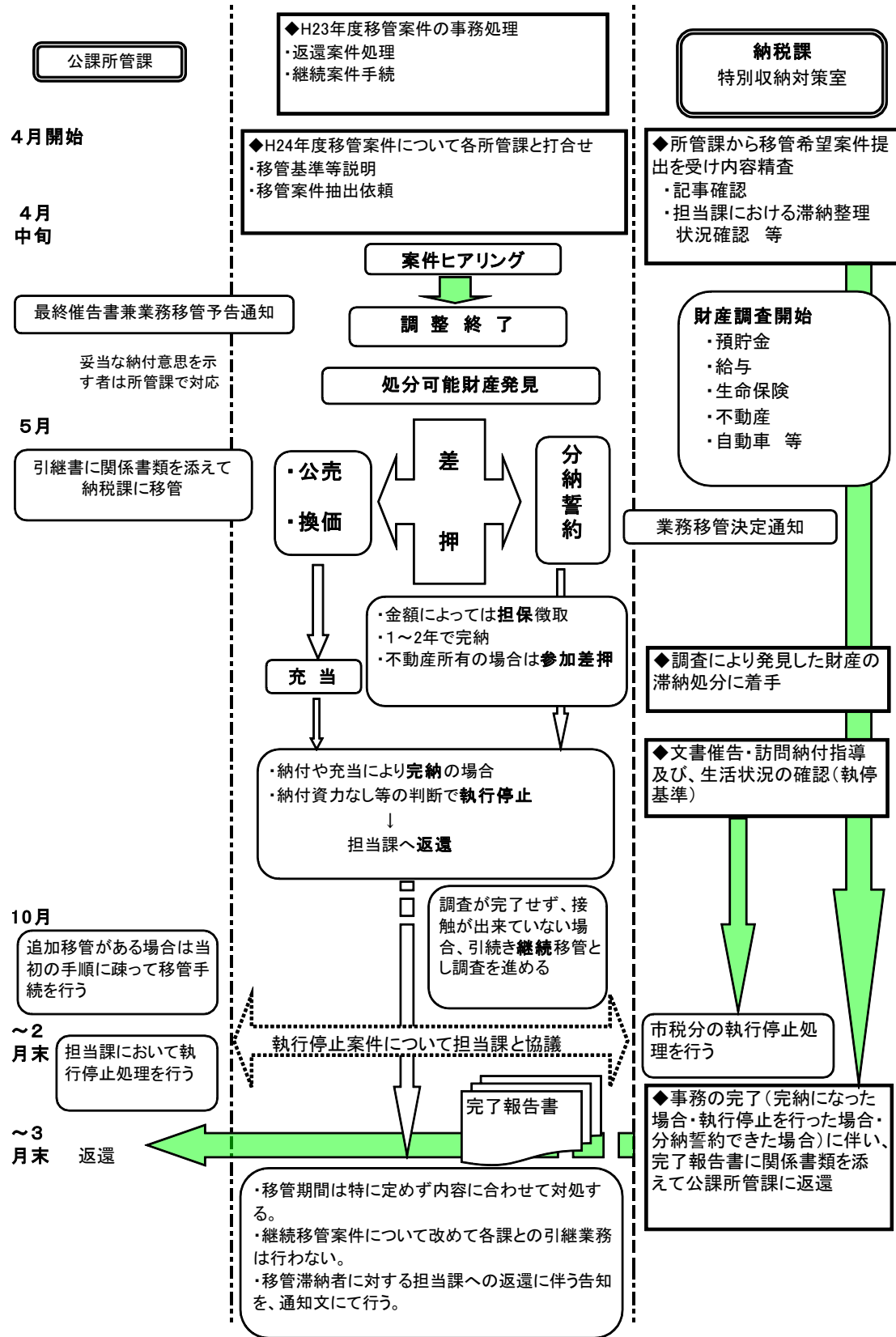
○平成24年度移管債権の状況（5月当初）

移 管 債 権		実人数	移管金額（千円）
国民健康保険税		502	476,611
保育費扶養者負担金		18	7,790
介護保険料		18	2,271
後期高齢者医療保険料		5	2,234
土地区画整理事業清算金		1	2,007
市税	上記と重複滞納者	—	329,572
	関連者	235	63,951
合 計		775	884,439

イ 強制徴収公債権の所管課に対して、担当職員の滞納整理のスキルアップのため、助言・支援する。

ウ 非強制徴収公債権、私債権の所管課に対して、民事訴訟や支払督促、民事調停など法的措置について助言・支援する。

(5) 平成24年度移管案件徴収事務のフロー・年間スケジュール



(6) 平成24年度移管基準

取扱債権	基準	
	繰越年数	金額
介護保険料	滞納繰越1年以上	10万円以上
国民健康保険税	滞納繰越1年以上	50万円以上
後期高齢者医療保険料	滞納繰越1年以上	20万円以上
保育費扶養者負担金	滞納繰越1年以上	35万円以上
土地区画整理事業清算金	滞納繰越1年以上	なし
農業集落排水事業分担金	滞納繰越1年以上	なし

4 今後の課題

- (1) 適正かつ効果的に私債権の滞納整理を行うため、「債権管理条例」制定について研究・検討を進める必要がある。
- (2) 滞納処分等の事例を研究するとともに、市税を初め強制徴収公債権に関する滞納整理マニュアルを作成する必要がある。
- (3) 自力執行権のない非強制徴収公債権・私債権の滞納整理のための訴訟等に対応できる職員を育成する必要がある。

◎ 主な質疑

- ・市税、国民健康保険税等の重複滞納者からの取立金充当の優先順位について
- ・絵画など差押物件のインターネット公売について
- ・納付資力のない滞納者に対する滞納処分の考え方について
- ・滞納処分手続き等に関する専門的知識を有する職員の育成方法について
- ・財産調査・滞納処分等を行う場合の徴収吏員の心構えについて
- ・市民の納付意識の啓発を図るための取り組みについて
- ・滞納者の個人情報保護に関する取り扱いについて
- ・滞納者に係る組織横断的な情報共有の方策について

◎ 主な提供資料

- ・平成24年度特別収納対策室事務・事業
- ・平成24年度移管基準及び関係法規
- ・平成24年度移管案件徴収事務のフロー・年間スケジュール
- ・（仮称）特別収納対策室の設置について
- ・宇都宮市債権徴収一元化に関する事務取扱要領
- ・平成23年度特別収納対策室滞納整理状況
- ・平成24年度税務概要

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。